＼頑張っています／

社会福祉法人の地域貢献

大阪しあわせネットワークでは、さまざまな地域貢献に力を入れています。今回は地域で複数の法人と連携し、地域貢献を進める（福）みささぎ会の取り組みを紹介します。

つながりが地域を変える ～社会福祉法人みささぎ会～

ソーシャルリレーション推進室の渕本直志（ふちもとなおゆき）室長は、地域の高齢者の二ーズを把握する中で「自宅から500m以内の活動場所での参加率が高い」ことに気づき、理学療法士と連携して介護予防教室を開始。そこから地域の〝ちょっとした困りごと〟に応える取り組みがはじまりました。買い物の不便さを解消するため導入したコープ移動販売は、今では11地域に広がり、暮らしを支える柱となっています。

コロナの影響などで中止された地域の祭りが、担い手の高齢化で、開催が難しくなりました。「つながりを絶やしたくない」という住民の思いに応えて、縁日や昔あそび、ワークショップなどの地域交流イベント「坂の上のマルシェ」を企画。小さなはじまりから、今では150人が集う地域の人気イベントへと成長しました。さらに、子ども食堂「坂の上のキッチン」も誕生。職員が得意分野を生かして参加し、〝地域の居場所〟として息づいています。

防災への学びを深めるため「防災キャンプ」も実施し、子どもたちがその体験を学校で共有するなど、地域全体への良い循環も生まれています。こうした取り組みを通じて、みささぎ会は〝みんなの居場所〟としての役割を確かなものにし、世代を超えたつながりを地域に育んでいます。

渕本直志さん

奥田赳視さん

種別を超えた交流のひろがり

みささぎ会では、藤井寺市社会福祉施設連絡会への参画に加え、市内の多様な分野の施設との協働を大切にしています。救護施設・賀光寮の畑をお借りし、子ども食堂の子どもたちと玉ねぎの栽培から収穫、調理までを一緒に行いました。また、近隣のなかこども園の園児を特別養護老人ホームに招き、太鼓の演奏や絵手紙の交換など、世代を超えた交流を通じて地域のつながりを深めています。

施設連絡会会長でもある奥田赳視（おくだたけし）理事長は、「福祉制度の情報が届かず支援を受けにくい方もおられます。みささぎ会では生活困窮者レスキュー事業を軸に、訪問支援や宅食、無料低額宿泊事業など制度の狭間を支える取り組みを続けてきました。今後も各施設の強みを生かした地域貢献事業を、より確かな形で地域へ届けていきます」と語ります。

老人施設部会

チームで育む「介護の価値を高める」取り組み

老人施設部会では、会員施設の有志による「福祉介護人材対策プロジェクト」（以下、人材P）を組織し、職員の育成や定着に資する事業の企画・運営を行っています。

今回、今年度で3年目となる「介護の生産性向上」をキーワードにした取り組みを紹介します。

質の高いケアを未来につなぐために

人材Pはこれまで、限られた人材・資源で質の高いケアを持続的に提供するために、厚生労働省の「介護サービス事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン」を参考にしながら、施設見学や意見交換を通して実践を学びあってきました。今年度は、①施設見学会、②フォローアップ会、③効果検証会をパッケージとして実施。着実な成果を生み出し、会員施設への普及をめざしたモデル事業として取り組んでいます。

複数の施設が連携して取り組む意義について、人材P幹事である（福）川福会 福寿苑 施設長の辻野博昭（つじのひろあき）さんは、「自施設の運営を客観的に見直す視点が得られ、共通する課題や悩みを抱える施設同士だからこその気づきが多い」と話します。

ともに学び、現場で生かす改善へ

9月9日の施設見学会は、午前にいのこの里、午後にあす～る吹田を会場にして開催。個人ワークやグループワークを通じて、「自施設の課題」「施設見学の期待」「見学後の気づき」を協議・共有しながら、「明日からの行動目標」を策定しました。11月27日のフォローアップ会は、参画する9施設が「職場環境整備」や「業務の明確化と役割分担」、「情報共有の工夫」等に関する進捗状況を報告。意見交換で得られた気づきを参考にしながら、次回1月25日の効果検証会に向けた課題整理を行いました。

現在進行形の取り組みですが、確かな手応えを感じている辻野さん。「今後も、仲間同士で継続的に学びあいながら、単なる効率化ではなく現場で実践できる生産性向上を追求していきたい」と今後の抱負を語ります。

施設見学会には多職種の33名が参加し、活発に協議が行われた。

令和8年2月12日に、あべのハルカスで「介護の生産性向上実践フォーラム」を開催（無料）。ご関心のある方は奮ってご参加ください。

けいえいそうだんしつ

経営相談室だより

島田会計大阪事務所
公認会計士・税理士 川嶋（かわしま） 良典（あきのり）

所得税改正に伴う法人業務への影響

令和7年度の税制改正では、主に物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応から所得税の改正が行われました。社会福祉法人の業務としては役職員に支給する報酬給料に関して、年末年始に行う年末調整や、今後の源泉徴収事務に影響するため、今回はそのポイントを紹介します。

●所得税の控除

令和7年度の所得税改正により、役職員の給与所得を計算する際に以下3点の変更がなされました。該当する方はいずれも従来より減税が見込まれます。

①基礎控除と給与所得控除の引きあげ

基礎控除は、従来の48万円から、本人の合計所得金額に応じて58万円～95万円まで段階的に引きあげられています。なお、引きあげ額は令和7・8年と令和9年以後で異なるのでご注意ください。給与所得控除は、最低保証額が従来の55万円から65万円に引きあげられています。

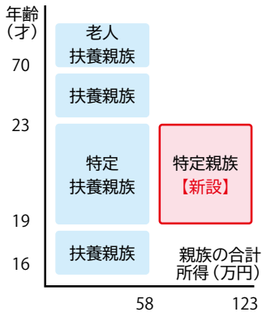

②合計所得金額要件の引きあげ

同一生計配偶者、扶養親族、勤労学生、ひとり親に関する各控除における合計所得金額要件が10万円引きあげられています。

③特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額123万円以下（課税対象の収入が給与のみの場合188万円が目安）の者のうち控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、令和7年からは合計所得金額に応じて特定親族特別控除が適用されます。扶養親族に関する控除は当該親族の年齢と所得で左上図のように整理されます。

●年末調整及び源泉徴収に関する書類の様式の改正

令和7年の年末調整に関する書類では、基礎控除申告書と配偶者控除申告書について、控除額の計算が変更されています。また、新たに特定親族特別控除申告書が設けられました。令和8年分の扶養控除等（異動）申告書において、特定親族の欄が追加されています。控除額を適切に計算するためには、役職員に所得や扶養の状況を書類へ正確に記入してもらう必要があるので、変更箇所を周知するように努めてください。

●扶養の関係

今回の改正②に関連して扶養の範囲が変わりましたが、変更は所得税と住民税の「扶養」の範囲です。税や社会保険の負担が生じない、いわゆる年収の壁を越えずに『扶養の範囲内で勤務したい』と職員から相談があった場合、制度によって目安となる年収が表の通り異なります。職員の要望がどの制度の扶養かを把握した上で勤務の調整を行うことをお勧めします。

令和7年度における年収の壁の比較

制度	扶養の範囲内の年収目安※1
所得税	123万円
住民税	110万円
社会保険（特定適用事業所※2）	106万円
社会保険（特定適用事業所以外）	130万円
被扶養者の勤務先の手当	被扶養者の勤務先次第

※1 収入が法人の給料のみの場合。職員の他の所得次第で増減するのでご注意ください。
※2 常勤職員が51名以上等の要件を満たす法人

●通勤手当の非課税限度改定

マイカー・自転車などで通勤する役職員に支給する通勤手当について、令和7年11月20日に非課税となる1か月当たりの限度額が引きあげられました。この改正は令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当にさかのぼって適用されます。改正前に、以前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがあります。法人の通勤手当に関する規程や支払状況をご確認ください。

片道通勤距離（以上～未満）	改定前	改定後
～2km	全額課税	
2km ～10km	4,200円	
10km ～15km	7,100円	7,300円
15km ～25km	12,900円	13,500円
25km ～35km	18,700円	19,700円
35km ～45km	24,400円	25,900円
45km ～55km	28,000円	32,300円
55km ～	31,600円	38,700円

●退職所得の源泉徴収票

退職所得の源泉徴収票は、従来「役員」に限り所轄税務署や市区町村への提出義務がありました。しかし、令和8年1月1日以降に支払う退職金から、提出範囲が「すべての居住者」に拡大されました。今後は役員に限らず、職員についても源泉徴収票の提出が必要となります。年始以後の退職金が対象のため提出は令和9年となり急を要する業務ではありませんが、源泉徴収票の整理をお忘れないようにご注意ください。

以上が年末調整や法定調書の作成に関する業務のポイントです。所得税の計算以外にも書類の記入や勤務の調整など役職員への説明や確認が求められる場合もあるので、気をつけて業務に取り組んでください。